

## 令和8年 中間市農業委員会総会（3月）議事録

1. 開催日時 令和8年3月11日（水）10時00分開会～10時38分閉会
2. 開催場所 中間市地域交流センター 2階第1会議室
3. 出席委員 6名 会長 柴田 功 2番 白橋 宏 3番 貞末 重雄  
4番 日高 靖 5番 植本 壽 6番 井上 俊子
4. 推進委員 3名 丸山 政和 小西 一史 田中 久光
5. 傍聴者 0名
6. 事務局 4名 宮崎課長 花田補佐 坂本 熊井
7. 議事日程について  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（転用）  
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）  
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）

### 【議事内容】

〇〇議長：ただいまの出席委員は6名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和8年3月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

報告についてを議題といたします。

報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（転用）」です。この届出は所有者はそのまま地目のみ変更する手続きとなっております。それではご説明いたします。

農地の所在中間市大字垣生字向ノ山〇〇〇〇。面積108㎡。申請人〇〇〇〇。住所東京都渋谷区〇〇〇〇。転用目的ですが、資料2ページにある写真のとおり現状が畑ではなく山林のように樹木が覆い茂っている状態となっております。この土

地に隣接する宅地は所有者と無関係の方が住まれており、現状のとおり樹木が敷地等にかかっていたり、落ち葉等が散乱することから伐採等の環境整備を行うこととしており、その後農地としては活用しないため、今回転用することとなっております。

こちらの農地の位置図及び写真を2ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：所有者が管理するんですか。

事務局：はい。ただ、住まいが遠方なので対象地の近くに住んでいる所有者の姉が代理で管理等行っている状況となっております。

〇〇委員：農業委員会としては地目変更まで指導した方がいいんですかね。

事務局：そうですね。受理通知書を渡す際に地目変更も行うよう伝えてはおります。届出されているので法務局での地目変更もしてください。という旨をですね。

〇〇委員：ここは地目的には雑種地となるんですか。

事務局：法務局が決めるので分かりません

〇〇委員：登記地目は21種類くらいあるんですよ。そのどれにも該当しない場合が雑種地となります。農地転用がなされたのであればきちんと農業委員会として指導していかないといけないのではと思ったからですね。

事務局：はい。分かりました。今後は受理通知を送る際には地目変更の通知を併せて地目手続きの案内も行うようにいたします。

〇〇議長：他になにかご意見ご質問はありませんか。無いようですので、これで報告第1号を終わります。次に報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（転用）」を議題といたします。  
それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料7ページをお開きください。報告第2号「農地法第5条第1項第6号

の規定による届出について（転用）」です。この届出は所有者と地目を変更する手続きとなっております。それではご説明いたします。

農地の所在中間市大字上底井野字曾根ヶ崎〇〇〇〇外2筆。面積合計1,996㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所福岡市中央区那の津〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場となっております。

こちらの農地の位置図及び写真を8ページに載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

〇〇委員：大字は上底井野ですが、担当地区としては砂山地区になるのではないですか。

事務局：報告書の地域を大字で判断していたので、今後は耕作者が多い地区とするようにいたします。

〇〇委員：大字で判断されるのでも構いませんが、届出がされた際は耕作者が多い地区にも情報提供をしていただきたいです。

〇〇議長：そうですね。現状は行政区でされていて、地区の境界がどこかとかは各地区でしか把握していないからですね。

事務局：境界はどの分で判断したら良いですか。多面での境界で判断する方向が良いですか。

〇〇委員：転作確認で行っている境界で良いと思います。

事務局：次回からは転作確認で分けている境界で報告書の作成を依頼するようにします。

〇〇委員：地域の農地区域が決まっているのであれば、大字では無く、その区域でするようにした方がいいので、地図等で分かるようにした方がいいと思います。

事務局：わかりました。

〇〇議長：他になにかご意見ご質問はありませんか。無いようですので、これで報告第2号を終わります。次に議決事項を議題といたします。議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：資料 13 ページをお開きください。議案第 4 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」です。今回 2 件申請されているんですが、譲渡人と譲受人が別となっておりますので、それぞれ議案として上程いたします。

それでは説明いたします。

農地の所在中間市大字垣生字城丸〇〇〇〇。面積 941 m<sup>2</sup>。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。売買金額は 10a あたり 450,000 円。こちらの農地の位置図及び写真につきましては 14 ページに載せていますのでご確認をお願いします。

今回の申請地はもともと譲受人が耕作しており、双方で話し合った結果、売買することとなっております。資料 15 ページをご覧ください。

農地法第 3 条の農地の権利移動は、同条第 2 項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第 2 項第 1 号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当いたしません。第 2 項第 2 号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第 2 項第 3 号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第 2 項第 4 号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第 2 項第 5 号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第 2 項第 6 号地域調和。申請地では、水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。地元農業委員の〇〇委員、地元推進委員の〇〇委員、事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認していますのでこちらも該当いたしません。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

無いようですので採決に入ります。

本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 4 号を終わります。次に議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事務局：はい。資料16ページをお開きください。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」です。こちらは生前贈与ということで農地法第3条の手続きとなっております。通常、福岡県農業振興推進機構を活用した売買も可能な農地ではあるんですが、無償譲渡の場合は活用できないため、3条での手続きとなっております。それでは説明いたします。

農地の所在中間市大字上底井野字義王〇〇〇〇外22筆。面積合計24,741㎡。譲渡人〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。譲受人〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。資料18ページをご覧ください。農地法第3条の農地の権利移動は、同条第2項に全て該当しない場合が権利移動を受けられますので調査書の結果をご報告します。第2項第1号全部効率利用。譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当いたしません。第2項第2号農地所有適格化法人以外の法人。譲受人は個人であり、法人では無いため該当いたしません。第2項第3号信託。こちらは信託ではないので該当いたしません。第2項第4号農作業常時従事。譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれますので該当いたしません。第2項第5号転貸禁止。許可申請に係る農地は、譲渡人の所有農地であり転貸には当たりませんので該当いたしません。第2項第6号地域調和。申請地では、水稻の作付を行い、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。上底井野地区は地元農業委員の〇〇委員、地元推進委員の〇〇推進委員、中底井野地区は地元農業委員の〇〇委員、地元推進委員の〇〇推進委員、事務局で対象農地の現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認していますのでこちらも該当いたしません。ただいま説明した農地の位置図及び写真につきましては19ページから33ページに載せていますのでご確認をお願いします。

29ページをご覧ください。今回の申請地については、農地パトロールで何回か確認に行っているところも含まれています。トラクター等の農業機械等を一時的に置いている状況となっております。33ページについても現状が耕作できるようになっていない農地です。今までは父親名義であったので子としては勝手に手を付けることができない状況ということでしたが、今後は本人名義となるので、できる限り早めに改善するよう指導していくこととして本人に伝えております。ただ、時期については確約はいただいていない状況です。

〇〇委員：認定農業者がこんな作ったらいけんよね。ペナルティ設けるとか、期限付きとかにせんと。下大隈にもあります。もう5年くらい経っていて、私からも地主と耕作者に対して3回ほど伝えているけれど。改善する気が無いように感じ

るんよね。市の方からも指導ではなくもう少し厳しい指導の仕方とかは無いですか。それせんと片付かんよ。

事務局：そうですね。農地である以上は農地として利用していくように伝えていくことと、既に農地パトロールの対象となっている旨を再度伝えて、今後改善の計画を密に行っていきたいと思います。説明は以上です。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。事務局から説明がありましたとおり、今までは父親の名義でしたが、今後は自身の名義になるからですね。きちんと復旧するよう強く指導していく必要があると思っております。

〇〇委員：トラクターのところは転用届は出されているんですか。

事務局：出ていないので、本来は農地として利用してもらう必要があります。

〇〇委員：令和7年のとき、野菜を作るっていうことだったかと思うんですけど。

事務局：トラクターを置いているところについては、一部で作られていたかと思うんですが、3月に確認を行った際は写真のとおりです。

〇〇委員：そうなんですね。

〇〇議長：29ページは長年このままですからね。ただ、33ページについては真ん中に道路が通ってしまったので、利用しづらいとは思いますが、がれき等を置いているような使い方はですね、本来の用途から離れているのでその辺は指導を強化していく必要がありますね。

〇〇委員：先ほど話していた下大隈の件ですが、きちんと言わないと片付かないと思います。このままずるずるいくと思うので、市の方からも厳しく指導してもらわないとですね。

〇〇議長：〇〇委員の言われることもわかります。地元からはちょっと言いにくい面があるんですよ。

〇〇委員：耕作者にも地主にも直接言ってはいるんですよ。でも、言ってから既に3年く

らい経つからですね。

〇〇議長：そうなんですね。先に提案内容について話しましょう。  
他に意見等はないでしょうか。

〇〇委員：生前贈与と言っていましたけど、家族間でいざこざとかは無いんですか。

事務局：申請書に現在の所有者である譲渡人と譲受人の双方の署名押印がなされているので、そういうのは無いという認識です。

〇〇議長：他に何かご意見ご質問はありませんか。無いようですので採決に入ります。  
本件について賛成の方は挙手をお願いします。  
はい、ありがとうございます。  
全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第5号を終わります。  
続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事務局：-農業新聞について-  
-令和8年度農業委員会総会の開催予定について-  
-農地の改善等について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は会議規則第9条により議長において、〇〇委員、〇〇委員を指名いたします。  
以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。  
お疲れ様でした。